

光仁・桓武朝の国土意識

三上喜孝

Consciousness of National Territory during the Konin and Kammu Eras

MIKAMI Yoshitaka

はじめに

- ① 宝亀年間における対外関係と国土意識
- ② 延暦年間における国土意識の形成
- ③ 延暦年間における都城の空間認識
おわりに

【論文要旨】

本稿は、八世紀末から九世紀初頭を律令国家の転換期であるとする本共同研究の立場から、光仁・桓武朝期における国土意識の転換について論ずることを目的とする。

ここでいう「国土意識」とは、国土の境界意識、空間認識、山野支配や田地支配の理念、王土思想といった、国土にかかわる意識全般を意味する。むろん、国土意識は、特定の時期のみあらわれるものではないが、古代日本における国土意識の変化の画期を考える上で、光仁・桓武朝期を検討することは意味があることと考える。

九世紀における国土意識の変容を考える素材の一つに、日本海側の諸国を中心に広く行われるようになった「四天王法」があげられるが、その端緒となったのが、宝亀五年（七七四）に、新羅調伏を目的として大宰府に建立された四天王寺であった。宝亀年間、新羅からの来着者のうち、「帰化」でない「流来」の者を送還するという強

硬な措置をとったり、山陰道・北陸道などの日本海側諸国に警護を命じたりするなど、新羅との関係が緊張した時期であった。こうした現実的な緊張関係に加えて、疫病が国土の外からもたらされるといふ観念がこの時期芽生えはじめたことが、四天王寺建立に大きな影響を与えたものとみられる。

続く延暦年間、桓武天皇による王土思想の高まりの影響を受けて、山野支配に大きな画期をみせる時期である。それに加えて、東北の辺境地域においても国土観念が強まり、現実の蝦夷との交易や辺境の田地開発に対して、律令国家が本格的な介入に乗り出すのである。辺境ばかりでなく、都城においても、錢貨流通にみられるように「都城を「閉じられた空間」とする認識が生まれはじめる。このように、光仁・桓武朝は、九世紀以降に広がる国土意識の萌芽の時期として位置づけられるのである。

はじめに

本稿は、八世紀末から九世紀初頭を律令国家の転換期であるとする本共同研究の立場から、光仁・桓武朝期における国土意識の転換について論ずることを目的とする。ここでいう「国土意識」とは、国土の境界意識、空間認識、山野支配や田地支配の理念、王土思想といった、国土にかかわる意識全般を意味する。むろん、国土意識は、特定の時期にのみあらわれるものではないが、古代日本における国土意識の変化の画期を考える上で、光仁・桓武朝期を検討することは意味があることと考える。以下では、筆者の関心にもとづき、宝亀年間・延暦年間にあられる記事を中心にこの時期の国土意識の萌芽について考察することにした。

①宝亀年間における対外関係と国土意識

筆者はかつて、九世紀以降に日本海側諸国でおこなわれる「四天王法」に注目し、九世紀以降、日本海側の辺要国を中心に国土の境界意識が醸成され、それが中世的な王土思想につながっていった可能性を指摘した^①。四天王は、国土守護のための神として古くから知られているが、それが律令国家により新羅調伏のための守護神として具体的に認識されるようになったのは、宝亀五年（七七四）に、大宰府に四天王寺が建立されたことによる。

【史料一】『扶桑略記』宝亀五年（七七四）是歳条

大宰府起四王院^②。

【史料二】『類聚三代格』宝亀五年三月三日官符

太政官符

応奉造四天王寺捨像四軀事（各高六尺）

右被内大臣從二位藤原朝臣宣稱、奉勅、如聞新羅兇醜不顧恩義、早懷毒心、常為咒咀、仏神難誣慮或報心。宜令大宰府直新羅国高顯淨地奉造件像、攘却其災。仍請淨行僧四口、各當像前、一一年以上依最勝王經四天王護国品、日誦經王、夜誦神咒。但春秋二時別一七日、弥益精進依法修行。仍監已上一人專當其事。其僧別法服、麻袈裟、各一領、麻裳、綿袴各一腰、綿襖衫各一領、襪非各一両、布施繩一疋、綿三屯、布二端、供養布施並用庫物及正税。自今以後永為恒例。

宝亀五年三月三日

【史料二】には、大野城に四王院が設置された目的や、そこで行われる「四天王法」の具体的な内容が記されている。それによれば、四王院は新羅との敵対的関係を背景に、国家鎮護を目的として設置され、そこで行われる四天王法については、僧四人が、四天王の各像の前で最勝王經四天王護国品によって、昼は経巻を読み、夜は神咒を誦すこと、春秋の四天王修法を行うべきこと、供養の布施は大宰府の庫物ならびに正税を用いること、などが定められている。

九世紀以降、新羅との対外的緊張を背景に、日本海側の諸国で四天王法が行われるようになるが、その端緒となったのが、この宝亀五年の大宰府四天王寺の建立であった。では、この時期に四天王寺が大宰府に建立された背景は何だったのであろうか。

『続日本紀』によれば、このとき、新羅使が大宰府に來着したが、「貢調」を「国信」と称したことが無礼とされ、大宰府から放逐される、という事態が起こっている。

【史料三】『続日本紀』宝亀五年三月癸卯（四日）条

是日、新羅国使礼府卿沙喰金三玄已下二百卅五人、到泊大宰府。遣河内守從五位上紀朝臣広純・大外記外從五位下内藏忌寸全成等、問其來朝之由。三玄言曰、「奉本国王教、請修旧好、每相聘問。」

并将「国信物」及在唐大使藤原河清書「来朝。」問曰、「夫請修旧好、每相聘問、乃似亢礼之隣。非是供職之國。且改貢調、稱為「国信」。變古改常。其義如何。」对曰、「本國上宰金順貞之時、舟楫相尋、常脩職貢。今其孫邕、繼位執政、追尋家声、係心供奉。是以、請修旧好、每相聘問。又三玄本非貢調之使。本國便因使次、聊進土毛。故不称御調。敢陳使宜。自外不知。」於是、勅問新羅入朝由、使等曰、「新羅元來称臣貢調。古今所知。而不率旧章、妄作新意、調称信物、朝為修好。以昔准今、殊無礼数。宜給渡海料、早速放還。」

これによると、新羅から沙湊金三玄以下二三五人が大宰府に到着し、在唐の遣唐使・藤原河清の書をもたしたが、このとき携えてきた贈物を「貢調」（服属国からの貢献物）ではなく「国信」（対等な国家間での贈物）と表現したために、無礼であるとして大宰府から放還したという。新羅使に対する「放還」の措置は、これまでもしばしば出されているが（『統日本紀』天平宝字七年二月癸未条、同八年七月甲寅条、神護景雲三年十一月丙子条、宝龜元年三月丁卯条、四天王寺建立の官符が、新羅使が大宰府に到着する前日に出されている点は示唆的である。また、同年の五月には、次のような勅が出されている。

【史料四】『統日本紀』宝龜五年五月乙卯（五日）条

勅大宰府曰、比年、新羅蕃人、頻有来著。尋其緣由、多非投化。忽被風漂、無由引還、留為我民。謂本主何。自今以後、如此之色、宜皆放還、以示弘恕。如有船破及絶糧者、所司量事、令得歸計。

【史料五】『類聚三代格』宝龜五年五月十七日官符

太政官符

応大宰府放還流来新羅人一事

右被内大臣宣稱、奉勅、如聞、新羅国人時有来著、或是帰化、

或是流来。凡此流来非其本意、宜每到放還、以彰弘恕。若駕船破損、亦無資糧者、量加修理、給糧發遣。但帰化来者、依例申上。自今以後、立為恒例。

宝龜五年五月十七日

このとき、新羅からの来着者に対して、「流来」「帰化」の処置を明確に区別し、そのうえで「流来」者については送還を義務づけたことが示された。これはこれまでにない新羅人に対する強硬な態度と評価される。日本においては新羅を「蕃国」と位置づける意識が一層強まり、そのことは、【史料四】にみえる「新羅蕃人」という表現にもあらわれているであろう。

さらに、宝龜十一年には、縁海諸国に警護を命じる勅が出されている。そしてその直後には、山陰道や瀬戸内の縁海諸国に加え、北陸道の縁海国にも、筑紫大宰に准じた警護を命じている。

【史料六】『統日本紀』宝龜十一年（七八〇）七月丁丑（十五日）条

勅、安不忘危、古今通典。宜仰縁海諸国、勒令警固。其因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門等国、一依天平四年節度使從三位多治比真人畠守等時式、勒以警固焉。又大宰、宜依同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式。

【史料七】『統日本紀』宝龜十一年（七八〇）七月戊子（廿六日）条

勅曰、筑紫大宰僻居西海、諸蕃朝貢、舟楫相望。由是、簡練士馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常。今北陸之道、亦供蕃客、所有軍兵、未曾教習、属事徵發、全無堪用。安必思后、豈合如此。宜准大宰依式警固。事須縁海村邑見賊来過者、当即差使、速申於国。国知賊船者、長官以下急向国衙、応事集議、令管内警虞、且行且奏。（其一）賊船卒来着、我辺岸者、当界百姓、執隨身兵、并齎私糧、走赴要处、致死相戰、必待救兵。勿作逗留、令賊乘間。（其二）軍所集处、預立標榜。

看量地勢、務得便宜。兵士已上及百姓便弓馬者、量程遠近、結隊分配。不得臨事彼此雜亂。(其三)戰士已上明知賊來者、執隨身兵、兼佩鈔符、發所在處、直赴本軍、各作軍名、排比隊伍、以靜待動、乘逸擊勞。(其四)應機赴軍、国司已上皆乘私馬。若不不足者、即以馱伝馬充之。(其五)兵士・白丁赴軍、及待進止、應給公糧者、計日起家五日乃給。其閑處者給米、要處者給糒。(其六)

このように、宝亀年間には新羅に漂着する人々に対する警戒が強まっていた時期であった。ではこうした警戒が強まった背景は何なのか。田中史生氏は、この頃から、国家的管理とは別に、半島と日本を往来する「商賈之輩」によって、広い階層を含み込む広範な流通圏が形成されつつあり、こうした新羅の交易者の活動が深刻化していた状況があったことを指摘する。確かにそうした状況は十分に考えられるだろう。ただ、四天王寺建立との関係で考える場合、また別の見方も可能ではないかと考える。

大宰府四天王寺に関するその後の記事をみてみよう。

【史料八】『類聚国史』卷一八〇 延暦二〇年(八〇一) 正月癸丑条

停大宰府大野山寺行四天王法。其四天王像及堂舍法物等並遷近寺。

【史料九】『類聚国史』卷一八〇 大同二年(八〇七) 十二月甲寅朔条

大宰府言、於大野城鼓峰、興建堂宇、安置四天王像、令僧四人如法修行。而依制旨、既從停止、其像并法物等、並遷置筑前国金光明寺畢、其堂舍等今猶存焉。而遷像以來、疫病尤甚。伏請、奉遷本處者。許之。但停請僧修行。

(卷一七八修法にも同様の記事あり)

【史料八】『史料九』によると、大野城の鼓峰に堂を建てて四天王像を安置したが、これを筑前国分寺に移した。ところがその後疫病が甚だし

くなったので、もとの場所に戻したという。

ここで注目されるのは、四天王寺における法会が、疫病との関わりで重視されているという点である。同様の趣旨の記事は、九世紀半ばごろにもみられる。

【史料一〇】『日本三代実録』貞観八年(八六六) 二月十四日条

神祇官奏言、肥後国阿蘇大神懷藏怒氣。由是、可發疫癘憂隣境兵。勅、国司潔齋、至誠奉幣、并転読金剛般若經千卷・般若心經万卷。大宰府司於城山四王院、転読金剛般若經三千卷・般若心經三万卷、以奉謝神心消伏兵疫。

これによると、阿蘇大神の怒気による疫病、あるいは隣国の兵の脅威を消伏するため、城山(大野城)四王院において金剛般若經、般若心經の転読が行われたという。

そもそも四天王寺建立の目的は、【史料二】にあるように「如聞新羅兇醜不顧恩義、早懷毒心常為咒咀」「攘却其災」というものであった。ここにもみえる「懷毒心常為咒咀」「攘却其災」とは、具体的には、新羅人からもたらされると考えられている疫病を指すのではあるまいか。

宝亀五年はまた、疫病に悩まされた年でもあった。

【史料一一】『続日本紀』宝亀五年二月壬申(三日) 条

一七日読經於天下諸国。攘疫氣也。

【史料一二】『続日本紀』宝亀五年四月己卯(二一日) 条

勅曰、如聞、天下諸国、疫疫者衆。雖加医療、猶未平復。朕、君臨宇宙、子育黎元。興言念此。寤寐為勞。其摩訶般若波羅蜜者、諸仏之母也。天子念之、則兵革災害、不入國中。庶人念之、則疾病癘鬼不入家内。思欲憑此慈悲、救彼短折。宜告天下諸国、不論男女老少、起坐行歩、咸令念誦摩訶般若波羅蜜。其文武百官向朝赴曹道次之上、及公務之余、常必念誦。庶使陰陽叶序、寒温調氣、国無疫之災、人遂天年之寿。普告遐

迹一、知「朕意」焉。

【史料一二】によれば、天下諸国で疫病除災のために摩訶般若波羅密多經を念誦せよとする勅が出されている。むろんここから新羅との関係は全くうかがえないが、ほぼ同時期に大宰府で四天王寺が建立されたことは注意されてよいだろう。

九世紀以降、日本国の四至が定式化され、閉じた空間としての国土観が成立したことが、村井章介氏によってすでに指摘されている⁵⁾。その際、貞観年間に編纂された『儀式』巻一〇の追儺祭文の中に「穢く悪き疫鬼の所村に蔵り隠ふるをば、千里之外、四方之堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡よりをちの所を、なむたち疫鬼之住かと定賜ひ行賜ひて」とあるように、日本国の四至の外側には、「疫鬼」の住むケガレた世界であったという認識が生まれているのである。

こうした、疫病が国土の境界の外からもたらされるという観念が明確に意識されるようになるのは九世紀以降だが、これまでの検討をふまえると、宝亀年間にすでにその萌芽がみられるということになる。同時に、この時期、国家が新羅の「商賈之輩」による広範な交易への危機感もつららせていたことを考え合わせると、対新羅との現実的な問題を背景にして、観念的な対外観が形成されていった過程をみてとることができよう。宝亀五年の大宰府四天王寺建立は、のちの九世紀以降の対外意識に大きな影響を与えたという点で、象徴的な意味をもっているのである。

ちなみに、辺境の四天王寺としては出羽国の秋田城にも置かれていたことが知られているが（『類聚国史』巻一七一 天長七年（八三〇）正月癸卯条）、その建立年代については明確ではない。ただ、宝亀十一年に、蝦夷との間でいわゆる「三十八年戦争」が勃発しており、東北政策においても大きな転換点となったのが宝亀年間であった。こうした事件が北の国境意識に影響を与えなかったはずはないであろう。秋田城の四天王

寺も大宰府四天王寺建立後、ほどなくして建立されたと考えることは十分可能であり、とすれば、宝亀年間は、新羅との関係だけでなく、蝦夷との関係においても、九世紀以降の対外意識や境界意識の変化に影響を与えた時期ということになる。

② 延暦年間における国土意識の形成

光仁朝に続く桓武朝は、律令国家の山野支配にとって大きな転換期であったことが、三谷芳幸氏によって指摘されている⁶⁾。三谷氏の論考は、律令国家の山野支配の特質を天武・持統朝から桓武朝に至るまで見通しており、その中で、桓武朝の山野支配の特質とそこから生まれる王土思想について詳細に論じている。以下、山野支配という視点から、三谷氏の論考をふまえてまとめてみよう。

天武・持統朝期は、中国的な王土思想を取り入れる試みがなされるが、きわめて未成熟な段階であった。国境確定、山川藪沢の禁、時禁（山野利用の季節的制限）などが、理念としてあらわれるにとどまっている段階であった。

八世紀を経て、桓武朝期になると、土地開発などの活発化による国土意識の成熟により、中国的な王土思想の実践が可能になったと三谷氏は指摘する。

結論として三谷氏は、かつて河音能平氏や村井章介氏が論じた「アンジツヒな王土思想」から「フエアジツヒな王土思想」⁷⁾の最初の転換点が、桓武朝にあると指摘し、中世的な王土思想の端緒を桓武朝に求めたのである。

基本的な論点と関係史料は三谷氏の論考に尽くされており、もはやつけ加えるものは何もないが、ここでは山野支配という視点ではなく、境界意識という視点から、この時期の特徴をとらえ直してみることにしよう。

う。⁽⁸⁾
この時期の辺境社会との関わりを考える上で、まず次の史料に注目したい。

【史料一三】『類聚三代格』延暦六（七八七）年正月二十一日官符

太政官符

應陸奥按察使禁斷王臣・百姓与夷俘交関事

右被右大臣宣稱、奉勅、如聞、王臣及国司等、争買狄馬及俘奴婢。所以、犬羊之徒、苟貪利潤、略良窃馬、相賊日深。加以、無知百姓、不_レ畏憲章。売此国家之貨、買彼夷俘之物。綿既着賊襖胄、鉄亦造敵農器。於_レ理商量、為_レ害極深。自今以後、宜_レ嚴禁斷。如有王臣及国司、違犯此制者、物即没_レ官、仍注_レ名申上。其百姓者、一依_レ故按察使從三位大野朝臣東人制法、隨事推決。

延暦六年正月廿一日

【史料一四】『類聚三代格』延暦二十一（八〇二）年六月二十四日官符

太政官符

禁斷私交易狄土物事

右被右大臣宣稱、渡嶋狄等来朝之日、所_レ貢方物、例以_レ雜皮。而王臣諸家競買好皮、所_レ殘惡物以擬進_レ官。仍先下_レ符禁制已久。而出羽国司竟縱曾不_レ遵奉。為_レ吏之道豈合_レ如此。自今以後、嚴加_レ禁斷。如違_レ此制、必_レ重科。事緣勅語、不_レ得_レ重犯。

延暦廿一年六月廿四日

【史料一三】では、中央の王臣家や国司が、競って「狄馬」や「俘奴婢」を買い求めることを禁じ、【史料一四】では王臣家が渡嶋の蝦夷がもたらした「雜皮」を買い求めることを禁じた有名な官符である。この時期、中央の王臣家と東北地方との交易が活発化していた実態がうかがえるが、ここで注目されるのは、【史料一一】には「売此国家之貨、買彼夷俘之物。綿既着賊襖、胄鉄亦造敵農器」とあり、「綿」や「鉄」が国土の外

に出ることを、国家が警戒している点である。王臣家の辺境への進出と交易の活発化への警戒は、この時期の律令国家の国土に対する意識の形成と不可分の関係にあるものと思われる。

なお、この時期、東北地方では田地の開発が進んでいる。

【史料一五】『類聚三代格』延暦二十二年（八〇三）年十月二十五日官符

太政官符

應禁_レ占開出羽国郡内田地事

右被右大臣宣稱、奉勅、如聞、家々人々好_レ占出羽国須_レ開發地、百姓失_レ往業而在。宜_レ早下_レ知令_レ嚴禁斷。

延暦廿二年十月廿五日

出羽国内で、有力者（官人や豪族層）による田地の開発が進み、百姓の生業を妨げたため、政府はこれを禁断したが、田地開発はその後も進んだ。

【史料一六】『類聚三代格』弘仁二年（八二二）正月二十九日官符

太政官符

不_レ可_レ收_レ百姓墾田事（陸奥・出羽）

右大納言正三位兼行皇太弟傅民部卿勳五等藤原朝臣園人奏状稱、陸奥・出羽两国為_レ体、北方蕃屏勢居_レ辺要、人物是須。今聞、百姓之間土人浪人隨_レ便墾_レ田。国司巡檢皆悉_レ収公、黎庶噉々向_レ隅且多。愚臣商量、天地之利不_レ如_レ人和。百姓離_レ心何守_レ辺隅。望_レ請、件国開_レ田者、雖_レ無_レ公驗_レ特蒙_レ聽許。又依_レ天平十五年五月廿七日格、任_レ為_レ私財_レ永年莫_レ取。庶_レ令_レ餌_レ下_レ集_レ魚、賞_レ上_レ進_レ士、安_レ辺_レ禦_レ侮、見_レ利_レ留_レ跡者。右大臣宣、奉勅、依_レ奏。

弘仁二年正月廿九日

【史料一六】では、陸奥・出羽の百姓墾田の収公を禁ずる官符が出されている。その理由は、国司が「公驗」のない墾田を収公したために、百姓の離心が起こったためであるという。天平十五年（七四三）の墾田永

年私財法によれば、開墾予定者は国司に申請して予定地を占定し、公驗を得ることになっており、国司はその意味で法に忠実に施行していたことになるが、陸奥・出羽では公驗の無い墾田地が広範に存在していたらしい。その背景については不明だが、いずれにしてもこの時、政府は墾田永年私財法を一部修正して陸奥・出羽に適用したことになる。⁹⁾これは辺境への田地支配がこの時期進んだことを意味しており、陸奥・出羽の地域にとっても、八世紀末から九世紀初頭は国土支配の画期の時期と位置づけられるのである。なおここで陸奥・出羽両国を「北方藩屏」と位置づけている点も注目される。¹⁰⁾

さらに、この時期の国土意識を知る上で注目されるのは、延暦十六年（七九七）に『続日本紀』が撰進された際に提出された上表文の記述である。

【史料一七】『日本後紀』延暦十六年（七九七）年二月己巳（十日）条

先是、重勅_ニ從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子学士菅野朝臣真道・從五位上守左少弁兼行右兵衛佐丹波守秋篠朝臣安人・外從五位下行大外記兼常陸少掾中宿祢巨都雄等、撰_ニ続日本紀_一。至是而成。上表曰、臣聞、三墳五典、上代之風存焉。左言右事、中葉之跡著焉。自_レ茲厥後、世有_ニ史官_一。善雖_レ小而必書。惡縱微而无_レ隱。咸能微烈_ニ絢_レ緇_一、垂_ニ百王之龜鏡_一。炳戒昭_レ簡、作_ニ千祀之指南_一。伏惟天皇陛下、德光_ニ四乳_一、道契_ニ八眉_一。握_ニ明鏡_一以愆_ニ方機_一、懷_ニ神珠_一以臨_ニ九域_一。遂使_ニ仁被_ニ渤海之北_一、貊種_レ婦_レ心、威振_ニ日河之東_一、毛狄屏_レ息。化_ニ前代之未_レ化_一。臣_ニ往帝之不_レ臣_一。自_レ非_ニ魏々盛德_一。孰能_ニ与_ニ於此_一也。既而負_ニ宸余閑_一、留_ニ神国典_一。爰勅_ニ真道等_一、銓_ニ次其事_一、奉_ニ揚先業_一。（後略）

ここでは、桓武天皇の威徳が「渤海之北」や「日河之東」にまで及んでいるとたたえられている。問題は「日河」がどこにあたるかだが、集英社版『訳注日本史料 日本後紀』の補注では、これを「白河」の誤り

であるとし、これを「白河の東」としている。¹¹⁾だがそれでは「渤海之北」とは対応しない。むしろここは『青森県史 資料編 古代一 文献史料』がいうように、「北上川の東」と解したい。¹²⁾つまり、北上川の東岸が国土の外側と考えられていたのである。より具体的にいえば、この時期、坂上田村麻呂によって征夷が進められ、延暦二十一年（八〇二）には陸奥国に胆沢城が造られることになるが、上表文はこの時期の征夷の状況をふまえていると考えられる。

これに関連して注目したいのは、東北地方における毘沙門天信仰である。九世紀以降、鎮守府胆沢城では吉祥天悔過が行われ、その本尊として毘沙門天が安置される。現在も、胆沢城の周辺には「毘沙門堂」が点在し、毘沙門天は東の境界の軍神としての役割をはたしていたことがわかる。

この背景には、坂上田村麻呂が毘沙門の化身であるとする伝承があり（『公卿補任』弘仁二年条「大納言 正三位 坂上田村磨 五十四 此人身長尺八寸。胸厚一尺二寸。毘沙門化身。来護我国云々。」¹³⁾）、こうした伝承が比較的早い段階で受け入れられ、胆沢城周辺の蝦夷との境界付近に毘沙門天信仰が広がっていったものとみられる。

陸奥国における毘沙門天信仰については、窪田大介氏の研究が注目される。¹⁴⁾窪田氏は、文献史料の分析から、鎮守府胆沢城における吉祥天悔過の目的が、諸国におけるそれと異なり、律令国家の蝦夷支配政策の一環をなすものとして行われたことを指摘する。そして、平安時代には吉祥天悔過の本尊として毘沙門天もまつられるようになり、岩手県に毘沙門天が多いのは、鎮守府の吉祥天悔過を通じて周辺の蝦夷系住民にも毘沙門天信仰が受容されたことを示すのではないかとしている。すなわち、蝦夷支配政策の一環として国家主導で行われた吉祥天悔過を契機として、その本尊であった毘沙門天が鎮守府の周辺地域に受容されていったとみている。毘沙門天信仰が周辺の蝦夷系住民にも影響を与えて

いたという点に、毘沙門天信仰の特質がうかがえるだろう。

もう一点、これも窪田氏が強調しているのは、鎮守府における吉祥天
悔過が、外敵に対する防衛という特別な意味を持つていたという点であ
る。同様の吉祥天悔過が大宰府観世音寺においても行われていた(『延喜
式』玄蕃寮・主税上)ことを考えると、辺境における境界認識を示す仏
教信仰であることがうかがえるのであり、陸奥国内では、それが毘沙門
天信仰としてあらわれたものと思われる。

ところで、岩手県の北上川流域に平安時代の毘沙門天像が多いことは
有名である。⁽¹⁵⁾ 鎮守府胆沢城周辺についてみると、花巻市(旧東和町)の
成島毘沙門堂、北上市の立花毘沙門堂、奥州市(旧江刺市)の藤里毘沙
門堂などが確認されるが、これらの毘沙門天堂はいずれも北上川の東岸
に位置し、しかも、小高い丘陵上に立地している点が共通している。北
上川の東岸を境界とする意識は桓武朝に端を発し、それが、胆沢城周辺
における毘沙門天の分布にも何らかの影響を与えているものと考えた
い。

③延暦年間における都城の空間認識

延暦年間は、国土の境界のみならず、都の空間認識にも画期をもたら
した時期であったと考えられる。むしろ、長岡京遷都や平安京遷都がそ
のきっかけとなったことはいまでもなく、さまざまな点から考察が可
能であるが、さしあたりここでは、錢貨流通の変化という点から考え
てみよう。注目したいのは、次の史料である。

【史料一八】『類聚三代格』延暦十七年(七九八)九月二十三日官符

太政官符

禁断貯銭事

右被_レ右大臣宣_レ稱_レ奉_レ勅_レ、用_レ錢之道取_レ於_レ輕便_レ、有_レ無_レ均_レ利彼此得_レ

宜者也、如_レ聞、外国吏民多有貯蓄、京畿士庶還乏_レ資用、既乖
均利之義、亦失_レ得宜_レ之方、宜_レ下_レ嚴制_レ不_レ得_レ更然、所_レ有_レ之錢
盡皆納_レ官、仍用_レ正稅_レ准_レ備給_レ之、送_レ京之功亦用_レ正稅、如有藏
而不_レ進_レ為_レ他被_レ告、不_レ論_レ盜贖_レ科_レ違勅罪、五分其物、一分給
告者、四分没_レ官。但伊賀・近江・若狹・丹波・紀伊等国不_レ在_レ禁
限。

延暦十七年九月二十三日

【史料一九】『類聚三代格』延暦十九年(八〇〇)二月四日官符

太政官符

禁断民蓄_レ錢貨_レ以求_レ爵位_レ事

右大納言正三位壹志濃王宣_レ奉_レ勅_レ、頃年納_レ錢例叙_レ五品、今聞、
殷富之民多貯_レ錢貨_レ、藏_レ繼_レ萬計或至_レ腐爛、是以官府信_レ力無_レ輟_レ於
鑄作、京畿乏_レ錢未_レ布_レ於_レ民間、其百姓納_レ錢以求_レ爵位、自今以後、
嚴加_レ禁止_レ、更莫_レ令_レ然。

延暦十九年二月四日

【史料一八】は、錢を蓄えるこの禁止を述べたもので、具体的には、畿
外から畿内へ錢貨の回収を行なうよう命じている。【史料一九】も、殷富
の民が蓄錢によって叙位を求めようとする行為を禁止しており、同様の意図のも
とに出された政策とみてよい。

ここで注目されるのは、地方有勢者の蓄錢により起こる事態を、前者
では「京畿士庶還乏_レ資用」と述べ、後者では「京畿乏_レ錢未_レ布_レ於_レ民間」と
述べているように、いずれも京・畿内における民間での錢貨流通が阻害
されるととらえている点である。政府は京畿における錢貨流通を維持し
ていくために、このような政策転換に踏みきったものと思われる。貞観
九年にも同様の官符が出されており(『類聚三代格』卷十九、貞観九年五
月十日官符)、畿外の錢貨を回収して京畿に流通させる方針がその後も一
貫してとられていたことがうかがえる。⁽¹⁶⁾

つまりは錢貨がこれ以降、都城やその周辺の経済を維持していくための都市貨幣の役割を担わされることになることを意味している。これは、仁藤敦史氏が述べる、「みやこといなかの両貫性」を有していた平城京段階から、都城に対する求心力が確実に強まった初期平安京段階への変化ときわめて深く関わっていると考えられよう。⁽¹⁷⁾ 平安遷都を画期として、都城を中心とする畿内・畿外の観念的な空間認識が強化されたと仁藤氏は指摘するが、錢貨が都市貨幣として京・畿内に収斂していく過程は、こうした空間認識にも大きな影響を与えたものと思われる。

都市空間の形成は、景観という点からも、延暦期にその画期を認めることができる。すでに三谷芳幸氏が指摘しているように、この時期、礼的秩序との関連で山野の景観保持に多大な関心が払われており、とくに都城周辺の山野にはその傾向がみられたことが史料からわかる。⁽¹⁸⁾

【史料一九】『類聚国史』延暦十一年（七九二）八月丙戌（四日）条
禁葬_レ埋山城国紀伊郡深草山西面。縁近_二京城也。

【史料二〇】『類聚国史』延暦十二年（七九三）八月丙辰（十日）条

禁葬_レ瘞京下諸山_二及伐_レ樹木_一。

これらはいずれも、長岡京から望見される諸山において埋葬ないし伐木を禁じた法令である。平安遷都後も、延暦十七年（七九八）十二月八日官符（『類聚三代格』卷十六）に、「其京城側近高顯山野、常令_二衛府守_一、及行幸經過願望山岡、依_レ旧不改、莫_レ令_二斫損_一」とあり、同様の禁制が出されている。

むろん、この時期の伐木規制は都城周辺にとどまらないが、まずは都城周辺がその対象となり、やがてその周辺に広がっていったことは史料から確認できる。⁽¹⁹⁾ いずれにしてもこの時期、礼的秩序の観点からも、都城空間が認識されていたことを示すものであろう。

おわりに

以上、光仁・桓武朝における国土意識をさまざまな観点から検討した。憶測にわたる部分も多いが、九世紀以降、列島の国土意識が大きく変質することはこれまでも指摘されており、その端緒として光仁・桓武朝期を位置づけることは、十分に可能であろう。

ただし検討すべき課題は多い。たとえば、本論では全くふれることができなかったが、桓武朝の対外意識の問題である。『三國遺事』卷二元聖大王には、「貞元二年（七八六・延暦五）丙寅十月十一日、日本王文慶（按日本帝紀。第五十五主文徳王疑是也。余無文慶、或本云是王太子）。拳兵欲伐新羅。聞新羅有萬波息笛退兵。以金五十兩遣使請其笛。王謂使曰、朕聞上世真平王代有之耳。今不知所在」という記事がみられ、新羅側には、桓武朝にあたる時期に日本が新羅との戦争を計画していた情報が伝わっていたと読みとれる。桓武天皇が百済系氏族の高野新笠を母とし、百済救援を行った天智天皇の王統を継承している点や、この時期に蝦夷との戦争を計画していることからすれば、当時の新羅にこうした情報がもたらされた可能性も否定できないだろう。⁽²⁰⁾ あるいは、本稿で述べた宝亀年間の対新羅関係の悪化の延長上に、桓武朝の対外政策も位置づけることができるのかも知れない。

また、本稿でとりあげた境界地域における信仰の問題も今後の課題である。すでに保立道久氏は毘沙門天と黄金伝説、さらには平安時代の国制イデオロギーとの関わりを指摘しているが、⁽²¹⁾ 辺境の毘沙門天信仰がどう関わってくるのかは興味深い問題である。また、毘沙門天信仰のみならず、境界地域における多様な信仰にも目を向けるべきであろうが、⁽²²⁾ それらはもはや本稿の課題の範囲を超える。すべては別の機会に論じたい。

註

- (1) 三上喜孝「古代の辺要国と四天王法」『山形大学歴史・地理・人類学論集』五、二〇〇四年、同「古代の辺要国と四天王法」についての補論『山形大学歴史・地理・人類学論集』六、二〇〇五年。
- (2) 〇『日本三代実録』貞観九年(八六七)五月廿六日条
造八幡四天王像五鋪、各一鋪下伯耆・出雲・石見・隠岐・長門等国。下知
国司曰。彼国地在西極。堺近新羅。警備之謀。当異他国。宜婦命尊
像、勤誠修法、調伏賊心、消却災變。仍須点指地勢高峻險敵賊境之
道場。若素无道場、新折善地、建立立仁祠、安置尊像。請国分寺及部
内練行精進僧四口、各当像前依最勝王經四天王護国品、昼転経卷、夜誦
神咒。春秋二時別一七日。清淨堅固。依法薰修。
- 〇『日本三代実録』元慶二年(八七八)六月廿三日条
勅、令因幡・伯耆・出雲・隠岐・長門等国、調習人兵、修繕器械、戒慎斥
候、固護要害。災消異伏、理婦中仙神。亦須境内群神班斃、於四天王
像僧前修調伏法。以著龜告可有辺警也。
- (3) 山内晋次「朝鮮半島漂流民の送還をめぐる一奈良平安期の日本とアジア」吉
川弘文館、二〇〇三年。
- (4) 田中史生「帰化」と「流来」と「商賈之輩」『日本古代国家の民族支配と渡来
人』校倉書房、一九九七年。
- (5) 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」『思想』八四七、一九九五年。
- (6) 三谷芳幸「律令国家の山野支配と王土思想」笹山晴生編『日本律令制の構造』
吉川弘文館、二〇〇三年。
- (7) 河音能平「王土思想と神仏習合」『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会、
一九八四年、初出は一九七六年。村井註(5)論文。
- (8) 古代から中世にかけての境界観念について検討した論考としては、小口雅史
「日本古代・中世における境界観念の変遷をめぐる覚書」『古典籍・古文書に見え
る「北」と「東」』『古代中世史料学研究』吉川弘文館、一九九八年、参照。
- (9) 吉田孝「律令国家と古代の社会」岩波書店、一九八三年、四三〇頁。
- (10) 熊田亮介「古代における「北方」について」『古代国家と東北』吉川弘文館、二
〇〇三年、初出は一九八九年。
- (11) 黒板伸夫・森田悌編「訳注日本史料 日本後紀」集英社、二〇〇三年
- (12) 『青森県史 資料編 古代一 文献史料』青森県、二〇〇一年
- (13) 保立道久「平安時代の国際意識」『歴史学をみつめ直す』校倉書房、二〇〇四年
に再録。初出は一九九七年。
- (14) 窪田大介「鎮守府の吉祥天梅過と岩手の毘沙門天像」『歴史における史料の発
見』平田耿二教授還暦記念論文集、一九九七年。
- (15) 東北地方の毘沙門天像については、大矢邦宣「東北地方の毘沙門天像」『坂上田
村麻呂展 胆江日日新聞社、二〇〇二年などを参照。
- (16) 三上喜孝「平安時代の銭貨流通」『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館、二〇〇
五年に再録。初出は一九九六年。
- (17) 仁藤敦史「初期平安京の史的意義」『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年
に再録。初出は一九九四年。
- (18) 三谷註(6)論文。
- (19) 『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)十二月丁巳条に「勅、大和国畷火・香山・
耳梨等山、百姓任意伐損。国史寛容、不加禁制。自今以後、莫令更然」とあり、
大和三山での伐木が禁止されている。
- (20) 保立註(13)論文。
- (21) 保立註(13)論文。同「黄金国家」青木書店、
- (22) たとえば、本稿で取りあげた四天王信仰や毘沙門天信仰のほかに、観音信仰が
あげられる。周知のように大宰府には付属寺院の観世音寺がある。また陸奥国多
賀城の付属寺院として知られている多賀城廃寺も、観世音寺式の伽藍配置をと
り、かつ付近の山王遺跡から「観音寺」と墨書された土器が出土していることか
ら、多賀城廃寺もまた「観音寺」と称せられていたことが知られる(平川南「墨
書土器「観音寺」―多賀城市山王遺跡―」『墨書土器の研究』吉川弘文館、二〇〇
〇年)。北と南の辺要国には、いずれも観世音寺(観音寺)が造立されている。
- 『続日本紀』天平十二年九月己亥条によれば、「勅四畿内七道諸国曰、比来縁筑
紫境有不軌之臣、命軍討伐。願依聖祐、欲安百姓。故今国別造観世音菩薩像志願、
高七尺、并写観世音経一十卷」とあり、藤原広嗣の乱の際に、観世音菩薩の造立
や観世音経の書写を全国に命じている。これは、観世音に「不可思議、威神之力」
があると考えられていたため(『続日本紀』天平宝字元年戊午条、同神護景雲三
年五月丙申条)、筑紫観世音寺や多賀城廃寺もそうした観念を背景に造立された
ものであろう。なお、同じ辺境の出羽国にも観音寺が置かれていた(『日本三代実
録』貞観七年(八六五)五月八日条「以出羽国観音寺預之定額」)ことは興味深い。
- (山形大学人文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇〇六年五月三十一日受理、二〇〇六年八月一日審査終了)

Consciousness of National Territory during the Konin and Kammu Eras

MIKAMI Yoshitaka

The aim of this paper is to discuss the change in consciousness concerning national territory during the Konin and Kammu eras from the perspective of collaborative research on the transitional period of the Ritsuryo state that took place from the end of the 8th century through the early 9th century. For the purposes of this paper “consciousness of national territory” encompasses a general awareness of the land of Japan and is defined as consciousness of national borders and space, principles governing control of the mountains, plains and agricultural land, and the concept of imperial land. Although consciousness of national territory did not appear in only one particular period, it is meaningful to examine the Konin and Kammu eras as a time during which a change occurred in consciousness of national territory in ancient Japan.

One source from which to study the change in consciousness during the 9th century is the “Shitenno-ho” (Doctrine of the Four Heavenly Kings) which spread widely among the provinces bordering the Japan Sea coast. One clue to this is the Shitenno-ji temple built in 774 in Dazaifu for the purpose of exorcizing Silla curses. At this time (the Hoki era) relations between Japan and Silla were tense. Extreme measures were taken to return people arriving from Silla who were migrating to Japan back to their homeland and guards were ordered to the Sanin-do, Hokuiku-do and other routes in provinces facing the Japan Sea. The emergence during this period of the concept that pestilence was brought to Japan’s national territory from outside is thought to have been a significant factor in the building of Shitenno-ji temples.

The following Enryaku era was influenced by growing support for Emperor Kammu’s concept of imperial land, which made it a landmark period with regard to control of the mountains and plains. In addition, the concept of national territory strengthened in the borderland regions of the Tohoku as well, and the Ritsuryo state began interfering in trade that was taking place with Ezo and in developing agricultural land in the borderlands. However, such activity was not restricted to the borderlands, as in the walled cities too, as illustrated by the distribution of coins, a perception was emerging that viewed these cities as “closed spaces.” Consequently, the Konin and Kammu eras saw the birth of a consciousness of national territory that grew from the 9th century onwards.